## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和８年（フ）第５０３号**

神奈川県小田原市栢山2439番地の１　共立第２栢山マンション３―401

債務者　荒井　　誠

1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　佑
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和８年（フ）第２４２号**

愛知県豊橋市下地町字橋口124番地の７

債務者　石川　圭一

1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植村　恭介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和８年（フ）第２９９号**

愛知県安城市小川町三日三升203番地１　レイスペース小川Ｂ棟706

債務者　都築　一広

1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　洋一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第４６７号**

神戸市兵庫区駅南通２丁目１番10―502号

債務者　ユウキダンボールこと　川西智和喜（旧姓河野）

1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　進一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１３１号**

鳥取県鳥取市青谷町亀尻135番地５

債務者　伊藤　夏日

1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　おおるり法律事務所
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１３２号**

鳥取県鳥取市青谷町亀尻62番地

債務者　伊藤　武彦

1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　おおるり法律事務所
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第３０２号**

千葉県佐倉市上志津1762番地59　エクレール上志津Ⅱ102

債務者　山本　伸悟

1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　東生
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和８年（フ）第７２２号**

愛知県春日井市白山町３丁目３番地１　ドリーミオ白山201号室

債務者　上野　明美

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中子　祐矢
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３０１号**

愛知県海部郡大治町大字北間島字宮西30番地　プレミアムタウンＡ102

債務者　堀江　　徹

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　雅英
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２４４９号**

名古屋市守山区新守町190番地　第２森ビル102号

債務者　鳴澤　立次

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田阪まなみ
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１２７号**

宮崎県都城市菖蒲原町19号４番地２

債務者　瀬戸山智昭

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　悟
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**令和８年（フ）第４４７０号**

大阪市住之江区北加賀屋５丁目２番35号

債務者　米田　知史

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　央貴
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第４８０１号**

大阪府枚方市岡東町14番30―302号

債務者　中川　奈央

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　勇佑
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第４８８０号**

大阪市住吉区苅田２丁目16番17―602号

債務者　田川　幸男

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　啓
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５０４０号**

大阪府八尾市久宝寺２丁目４番59号　サンコート八尾503号

債務者　松村　淑子（旧姓梁川）

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　雅貴
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第５２６７号**

大阪市中央区常盤町２丁目３番11―302号

債務者　重藤　哲久

1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　　仁
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部